

ごあいさつ



芦屋市長

山中 健

本市は、豊かな自然環境と便利な交通環境を合わせ持つ全国でも数少ない優れた生活環境を有する住宅都市です。この良質なまちのイメージを守るため、平成21年7月に全国に先駆けて全市域を景観法による景観地区に指定し、さらに、平成26年4月の景観行政団体への移行に伴い、景観計画の策定や、市独自の屋外広告物条例を施行するなど、特徴あるまちづくりを進めております。また、市民の参画と協働のもと、美しい住宅地の景観を保全・育成するため、建築協定、地区計画など、従来からの制度の活用に加え、市条例に基づく「まちづくり協定」を制定し、各地域の特性に応じた住民主体のまちづくりの促進にも取り組んでおります。

都市計画マスタープランは、このような本市の特色などを踏まえた目指すべき都市像とその実現のため、具体的な方針を示すものとして、平成17年に策定していますが、前回の改訂（平成24年）から約5年が経過したこと、および上位計画である「第4次芦屋市総合計画」において後期基本計画（平成28年度～32年度）を策定したことなどから改めて見直しを行いました。

将来の都市像などの大きな視点については当初の考え方を踏まえながら、引き続き「美,快,悠のまち芦屋」をまちづくりのテーマとして、緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にも優しく、文化を育む活力ある国際文化住宅都市としてさらにふさわしいまちづくりを進めてまいります。

平成29年（2017）3月

芦屋市民憲章

昭和39年（1964年）5月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

芦屋庭園都市宣言

平成16年（2004年）1月

わたしたちのまち芦屋は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきました。21世紀を生きるわたしたちは、この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、次のとおり「芦屋庭園都市」を宣言します。

わたしたちは

- 一 今ある自然を大切に守り育て、人と緑の調和を目指します。
- 一 花と緑いっぱいの美しく潤いのあるまちにします。
- 一 四季折々の花や緑に囲まれたいのちの躍動感あふれるまちにします。
- 一 花と緑が絶えないまちづくりをみんなで続けます。
- 一 一人ひとりの心の中にも花を咲かせます。
- 一 花や緑を愛する子どもたちを育てます。